

第5期計画への介護予防・日常生活支援総合事業の実施の 位置づけの検討について

- 本年6月15日に可決成立し、6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が創設された。
 - この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・2次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業である。（介護予防・日常生活支援総合事業の詳細は、次ページ以降を参照されたい）。
 - この総合事業の導入により、
 - ・ 要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供
 - ・ 虚弱・引きこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入
 - ・ 自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供などが可能になると考えられるところであり、高齢者に対する介護予防・日常生活支援の推進及び互助・インフォーマルな支援の推進の観点から、介護保険事業計画に介護予防・日常生活支援総合事業の実施を位置付けることについて検討されたい。
- ※ 本事業の活用により、介護予防の推進とともに、第5期計画策定に当たっての重点事項の1つとされている生活支援サービスの推進を図ることが可能になると考えられる。
- ※ 本事業の活用により、ボランティア・ポイント制（ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、高齢者等の社会参加、地域貢献を促しつつ、貯めたポイントを活用できる仕組み）など、地域における互助・インフォーマルな支援を推進しやすくなると考えられる。

介護予防・日常生活支援総合事業のスキーム（イメージ）

1. 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の位置付け（事業内容・財源構成）

（1）地域支援事業における位置付け

※ 介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業の事業のうち、 内の全てを総合的に実施する事業

①介護予防事業（第115条の45第1項第1号）

- i 2次予防事業：2次予防事業の対象者に対する事業
- ii 1次予防事業：全ての第1号被保険者を対象とする事業

②包括的支援事業（第115条の45第1項第2号～第5号）

- i 介護予防ケアマネジメント事業（第115条の45第1項第2号）
- ii 総合相談支援事業（第115条の45第1項第3号）
- iii 虐待の防止、虐待の早期発見等に関する事業（第115条の45第1項第4号）
- iv 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（第115条の45第1項第5号）

③市町村の判断により実施する事業（第115条の45第2項第1号～第3号）

- i 要支援者に対して「介護予防サービス（訪問介護、通所介護等）又は地域密着型介護予防サービスのうち、市町村が定めるサービス」を実施する事業（第115条の45第2項第1号）
- ii 要支援者・2次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための事業であって、厚生労働省令で定める事業（配食、見守り等）（第115条の45第2項第2号）
- iii 要支援者（予防給付の対象とならない要支援者）に対するケアマネジメントの事業（第115条の45第2項第3号）

④任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

(2) 財源構成

①介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村

i 介護予防事業

国：25% 都道府県：12.5% 市町村：12.5%
1号保険料：20% 2号保険料：30%

ii 介護予防事業以外

国：40% 都道府県：20% 市町村：20%
1号保険料：20%

②介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村

i 介護予防・日常生活支援総合事業

国：25% 都道府県：12.5% 市町村：12.5%
1号保険料：20% 2号保険料：30%

ii 介護予防・日常生活支援総合事業以外

国：40% 都道府県：20% 市町村：20%
1号保険料：20%

(注) 条項は今般の改正後の介護保険法の条項。また、1号・2号保険料の比率は、現行制度の比率で記載。

2. その他の主な内容

①市町村の判断により実施する事業（1（1）③の事業）のサービス提供事業者（委託事業者）

- 厚生労働省令で定める基準（※）に適合する者の中から、市町村が地域の実情に応じて柔軟に決定。

※、厚生労働省令で定める基準においては、衛生管理や事故発生時の対応等の利用者の保護等に関する基準を定める予定。

- 要支援者に対するケアマネジメントの事業（1（1）の③ iii の事業）については、上記の厚生労働省令で定める基準を満たす地域包括支援センターにおいて実施。なお、地域包括支援センターから、厚生労働省令で定める者（指定居宅介護支援事業者を予定）に委託することも可能。

②事業者に対する費用の支払

- 事業者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定。
- 事業者に対する費用の審査・支払を、国保連に委託することも可能。

③利用者負担

市町村において、地域の実情に応じて決定。

④対象者となる要支援者の判断

市町村・地域包括支援センターにおいて、本人の意向を最大限尊重しつつ、利用者の状態像に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断。

⑤介護予防・日常生活支援総合事業を導入した場合の地域支援事業の上限の在り方

現行の上限が基本となるが、今後、予算編成過程等において、別途検討。

3. 今後のスケジュール（案）

本年秋口	介護予防・日常生活支援総合事業の基本事項を提示
年度内	参考となる「手引き」の作成（事業運営、ケアマネジメント等）

介護予防・日常生活支援総合事業について(イメージ)

- 市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度を創設。事業を導入した市町村においては、市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断。
- 利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援(配食、見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供。

【財源構成(予防給付と同じ)】 国庫負担：25% 都道府県負担：12.5% 市町村負担：12.5% 1号保険料：20% 2号保険料：30%
 【サービス提供事業者、利用者負担】 市町村において、地域の実情に応じて決定。

利用者像

- ・ 要支援と非該当とを行き来するような高齢者に対し、総合的で切れ目のないサービスを提供
- ・ 虚弱、ひきこもりなど介護保険利用に結びつかない高齢者に対し、円滑にサービスを導入
- ・ 自立や社会参加意欲の高い者に対し、社会参加や活動の場を提供

地域包括支援センター
 包括的なケアマネジメントを実施

※ ケアマネジメント・介護予防・生活支援は、介護予防・日常生活支援総合事業において必ず実施。

介護予防
 (訪問・通所)

生活支援
 (配食、見守り等)

権利擁護

社会参加

地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービス

多様なマンパワーの活用

介護保険事業者・NPO・ボランティア・民生委員など

地域の多様な社会資源の活用

公民館、自治会館、保健センターなど

地域の創意工夫を活かした取組の推進

「ボランティアポイント制」の活用など

介護保険外サービスの推進

配食・見守りなどの生活支援サービスの推進

介護予防・日常生活支援総合事業関係 介護保険法の規定
(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
による改正後・24年4月1日以後)

※ 下線部は改正法による改正部分

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
- 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
- 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
- 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

- 一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの(指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス(以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。))を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は

地域密着型介護予防サービスを除く。）を行う事業

二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

3 市町村は、第一項各号及び前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

6 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

7 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものと

して厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。
- 6 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 8 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（実施の委託）

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業の全てにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五条の四十五第一項第一号及び第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。
- 5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者（同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。
- 6 前項の規定により第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。
- 8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百二十二条の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第

百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業）に限る。以下「介護予防等事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

- 2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条 （略）

2 （略）

- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

- 4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条 （略）

2 （略）

- 3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

- 4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

（地域支援事業支援交付金）

第百二十六条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「介護予防等事業医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。

- 2 前項の地域支援事業支援交付金は、第百五十条第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

（概算納付金）

第百五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額とする。

(確定納付金)

第百五十三条 第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額とする。

(連合会の業務)

第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

三 (略)

2 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 (略)

三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）

四 (略)

◎介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に対する
附帯決議（抄）

平成二十三年五月二十七日 衆議院厚生労働委員会

- 五 介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。

◎介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に対する
附帯決議（抄）

平成二十三年六月十四日 参議院厚生労働委員会

- 五 介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。